

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7 の 10 - 1 令第 4 条の 13 の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「<u>特例輸入者の承認等取りやめ届</u>」( C - 9040 ) 2 通（原本、届出者用）を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>「<u>特例輸入者の承認等取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。</p> <p>(更正の手続)</p> <p>7 の 16 - 2 法第 7 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の手続は、次による。</p> <p>及び (省略)</p> <p>納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法（税關関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。後記 9 の 4 - 3 及び 9 の 4 - 4 において「税關手続オンライン化省令」という。）第 6 条第 1 号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。）による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出する。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(輸入許可前引取扱貨物に係る税額等の通知)</p> <p>7 の 17 - 1 法第 7 条の 17 《輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知》の規定による輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知については、次による。</p> <p>及び (省略)</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7 の 10 - 1 令第 4 条の 13 の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「<u>特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届</u>」( C - 9040 ) 2 通（原本、届出者用）を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>「<u>特例申告・特定保税運送・特定輸出・認定製造者の認定申告取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。</p> <p>(更正の手続)</p> <p>7 の 16 - 2 法第 7 条の 16 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の手続は、次による。</p> <p>及び (同左)</p> <p>納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法（税關関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。後記 9 の 4 - 3 、 9 の 4 - 4 及び 100 - 6 において「税關手続オンライン化省令」という。）第 6 条第 1 号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。）による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出する。</p> <p>~ (同左)</p> <p>(輸入許可前引取扱貨物に係る税額等の通知)</p> <p>7 の 17 - 1 法第 7 条の 17 《輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知》の規定による輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知については、次による。</p> <p>及び (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入許可前引取りの承認を受けた貨物が当初申告どおり免税となる場合又は納付すべき税額がない場合には、上記(1)にかかわらず後記<u>67-3-18</u>（輸入許可書の交付）に規定する輸入許可書によつて通知する。 (省略)</p> <p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(削除)</p>	<p>輸入許可前引取りの承認を受けた貨物が当初申告どおり免税となる場合又は納付すべき税額がない場合には、上記(1)にかかわらず後記<u>67-3-17</u>（輸入許可書の交付）に規定する輸入許可書によつて通知する。 (同左)</p> <p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p><u>(石油に係る納付書等の処理)</u></p> <p>9の4-9 平成18年3月31日までに輸入された石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和42年法律第12号。以下この項において「石油等特会法」という。）附則第13項に掲げる石油に係る納付書等の処理は、次による。</p> <p>なお、石油等特会法附則第13項に掲げる物品（以下この項において「石油等」という。）の納税申告は、下記 のイによる記号の区分ごとに申告させる。（具体的には、記号区分ごとに1欄1申告となる。）</p> <p>— 平成18年3月31日までに輸入された石油等特会法附則第13項に掲げる物品に係る納付書等の処理は、次による。</p> <p>イ 石油等についての輸入（納税）申告書等（以下この項において「申告書」という。）を受理した際には、納付書の第3片及び第4片に、次表の左欄に掲げる石油等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる記号を赤書き（又は赤スタンプ）で表示する。</p> <p>□ 納付書（第4片）により徴収決定済額の集計を行う際に、上記イの記号が表示されている納付書の分については、別途「細分整理簿」（適宜の様式による。）に上記イの記号ごとに関税額を集計し、整理する。</p> <p>また、当該納付書（第4片）については、収納済額の登記終了後、収納日の日付順で会計年度ごとに一般のものとは別に整理保管する。</p> <p>— 輸入許可前引取承認のあったものについて石油等に係る納付通知書又は更正通知書を発する場合には、当該納付通知書又は当該更正通知書に係る納付書の第3片及び第4片に上記(1)のイによる記号を表示する。</p> <p>— 輸入許可後において修正申告又は更正を行う場合の石油等に係る納付書等の処理は、次による。</p> <p>イ 修正申告又は更正により税額が増加する場合には、増加する税額に係る納付書の第3片及び第4片に上記 のイによる記号を表示する。</p> <p>□ 更正により税額が減少する場合には、更正通知書（写）の「納税者」欄の右方余白に上記 のイによる記号を表示する。</p> <p>— 石油等について、賦課課税方式により関税を徴収する場合には、納税告知書を作成する際に、納税告知書の第3片及び第4片（関税法第9条の3</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(許可の際に付する条件)</p> <p>42 - 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合には<u>あらかじめ税関長に届け出る旨の条件</u> ~ (省略)</p> <p>(保税蔵置場の許可の基準)</p> <p>43 - 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 8 号から第 10 号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>場所的要件</p> <p>申請に係る施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 上記イ及びロの場所以外の場所にある次に掲げる施設その他の施設で、蔵置施設、蔵置する貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記イ及びロの場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税関長が認めるもの</p> <p>(1) 特殊な保管施設を必要とする貨物(例えば、<u>危険物</u>、ウイスキーの原酒等をいう。)のみを蔵置するための施設</p> <p>(ロ) ~ (ハ) (省略)</p> <p>及び (省略)</p> <p>(届出の取扱い)</p> <p>50 - 1 特定保税承認者が行う、<u>法第 50 条第 1 項</u>の届出の取扱いは、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>上記により届出が受理された場所について、法第 50 条第 2 項の規定</p>	<p>第 1 項第 2 号《換価代金をもって充当する関税》の規定により納税告知書を作成しない場合にあっては、賦課課税通知書(写)にそれぞれの石油等の区分に応じ、上記のイによる記号を表示する等適宜処理する。</p> <p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(許可の際に付する条件)</p> <p>42 - 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合には<u>税関長の承認を受けるべき旨の条件</u> ~ (同左)</p> <p>(保税蔵置場の許可の基準)</p> <p>43 - 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 8 号から第 10 号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>場所的要件</p> <p>申請に係る施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 上記イ及びロの場所以外の場所にある次に掲げる施設その他の施設で、蔵置施設、蔵置する貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記イ及びロの場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税関長が認めるもの</p> <p>(1) 特殊な保管施設を必要とする貨物(例えば、<u>危険品</u>、ウイスキーの原酒等をいう。)のみを蔵置するための施設</p> <p>(ロ) ~ (ハ) (同左)</p> <p>及び (同左)</p> <p>(届出の取扱い)</p> <p>50 - 1 特定保税承認者が行う、<u>同項</u>の届出の取扱いは、次による。</p> <p>~ (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の適用を受ける必要がなくなった場合には、当該場所について前記 46 - 2 の規定による廃業の手続を行うことを求めるものとする。なお、特定保税承認者が当該場所において引き続き貨物管理業務を行おうとする場合には、「届出に係るみなし許可変更申出書（兼 保税蔵置場・保税工場許可申請書）」（C - 9124）1 通（署所を経由する場合は 2 通）を所轄税関に提出することを求めるものとする。この場合において、申出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門を経由して本関に提出することを妨げないものとし、当該申出書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>— 上記 なお書きにより申出書を受理した所轄税関は、前記 42 - 8、42 - 10、42 - 11 及び 42 - 13 並びに 43 - 1 から 43 - 3 までの規定に準じて処理するものとするが、添付書類の提出は、前記 34 の 2 - 9 に規定する社内管理規定を除き、原則として省略して差し支えない。なお、この場合において、上記 による申出を認めた場合には、「保税蔵置場許可書」（C - 3130）を申請者に交付するものとし、当該申出を認めないととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」（C - 3135）により申請者に通知する。</p>	
<p>(承認内容の変更手続)</p> <p>50 - 6 令第 42 条第 5 項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C - 9030）2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。また、法第 51 条第 1 号ハに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、法第 53 条第 3 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。</p>	<p>(承認内容の変更手続)</p> <p>50 - 6 令第 42 条第 5 項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C - 9030）2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。また、法第 51 条第 1 号ハに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、法第 53 条第 2 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。</p>
<p>(保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>52 の 2 - 1 令第 43 条の 2 の規定による届出（以下この項において「取りやめの届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>— 取りやめの届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C - 9040）2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門</p>	(新設)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に送付するものとする。</p> <p>「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所又は居所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び法第 50 条第 1 項に規定する届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨を記載する。</p> <p>法第 50 条第 1 項に規定する届出に係る場所について、取りやめの届出を行った後、当該場所を廃業する場合であって、当該場所に外国貨物がある場合には、当該場所における当該貨物を出し終わる年月日を聴取するものとする。</p> <p>届出者が取りやめの届出を行った後、法第 50 条第 1 項の規定により届け出た場所において引き続き貨物管理業務を行おうとする場合には、承認の失効時に法第 42 条第 1 項の規定により許可を受けることを求めるものとする。</p>	
<p>(承認の失効後の取扱い)</p> <p>53 - 1 特定保税承認者の承認が失効した場合において、失効することとなる法第 50 条第 1 項に規定する届出が受理された保税蔵置場の取扱いは、前記 47 - 1 から 47 - 4 までによることとなるので留意すること。ただし、失効することとなる当該保税蔵置場について、引き続き貨物管理業務を行おうとして前記 52 の 2 - 1 により許可を受ける場合を除く。</p>	
第 4 節 保税工場	第 4 節 保税工場
<p>(許可の際に付する条件)</p> <p>56 - 14 保税工場の許可をするに際しては、令第 51 条《保税蔵置場についての規定の準用》において準用する令第 35 条第 3 項《許可に際しての条件》の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>保税作業の種類又は保税作業に使用する貨物の種類を変更する必要が生じた場合にはあらかじめ税関長に届け出る旨の条件 及び (省略)</p> <p>法第 61 条の 4 において準用する法第 43 条第 3 号から第 7 号に該当することとなった場合には直ちに届け出る旨の条件</p> <p>保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税工場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るために必要な措置を講じるべき旨の条件</p> <p>次に掲げる物品を原料として使用する保税工場について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合(ただし、当該製品が次に掲げる物品に該</p>	<p>(許可の際に付する条件)</p> <p>56 - 14 保税工場の許可をするに際しては、令第 51 条《保税蔵置場についての規定の準用》において準用する令第 35 条第 3 項《許可に際しての条件》の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>保税作業の種類又は保税作業に使用する貨物の種類を変更する必要が生じた場合には、税関長の承認を受けるべき旨の条件 及び (同左)</p> <p>次に掲げる物品を原料として使用する保税工場について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合(ただし、当該製品が次に掲げる物品に該</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当する場合を除く。)は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき旨の条件(なお、許可期間中の保税工場についても当該条件が付されているものとみなす。) イ～ハ (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 保税展示場</p> <p>(保税展示場外使用の指定期間又は場所の変更手続)</p> <p>62 の 5 - 2 令第 51 条の 6 第 2 項《保税工場外における保税作業の許可の手続の準用》で準用する令第 49 条第 4 項《保税工場外保税作業の期間又は場所の変更申請手続》(令第 51 条の 15 において準用する場合を含む。)の指定期間又は指定場所の変更申請は、「保税展示場・総合保税地域外における使用期間(場所)変更申請書」(C - 3400) <u>2 通を提出して行い</u>、税關においてこれを<u>認めたときは</u>、うち 1 通を申請者に交付する。</p>	<p>当する場合を除く。)は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき旨の条件(なお、許可期間中の保税工場についても当該条件が付されているものとみなす。) イ～ハ (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 保税展示場</p> <p>(保税展示場外使用の指定期間又は場所の変更手続)</p> <p>62 の 5 - 2 令第 51 条の 6 第 2 項《保税工場外における保税作業の許可の手続の準用》で準用する令第 49 条第 4 項《保税工場外保税作業の期間又は場所の変更申請手続》(令第 51 条の 15 において準用する場合を含む。)の指定期間又は指定場所の変更申請は、前記 62 の 5 - 1 の保税展示場外使用許可申請者から「保税展示場・総合保税地域外における使用期間(場所)変更申請書」(C - 3400) <u>3 通(原本、管理者用、許可書用)提出して行わせ</u>、税關においてこれを<u>許可したときは</u>、うち 1 通(<u>許可書用</u>)に許可印を押なつするとともに、他の 1 通(管理者用)にその旨を記載してこれらを申請者に交付する。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>(保税運送の承認をしない外国貨物)</p> <p>63 - 1 次に掲げる貨物については、保税運送を承認しないものとする。ただし、運送することについて、やむを得ない理由があり、かつ、取締上支障がないと認められる場合(貨物が<u>法第 65 条の 3 《保税運送ができない貨物》</u>に規定する貨物に該当する場合を除く。)については、この限りでない。 ～ (省略)</p> <p>(保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>63 の 6 - 1 令 55 条の 7 の規定による届出(以下この項において「届出」という。)の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「<u>特例輸入者の承認等取りやめ届</u>」(C - 9040) <u>2 通(原本、届出者用)</u>を担当税關の保税担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本關の保税担当部門に送付するものとする。</p> <p>「<u>特例輸入者の承認等取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>(保税運送の承認をしない外国貨物)</p> <p>63 - 1 次に掲げる貨物については、保税運送を承認しないものとする。ただし、運送することについて、やむを得ない理由があり、かつ、取締上支障がないと認められる場合(貨物が<u>法第 65 条の 2 《保税運送ができない貨物》</u>に規定する貨物に該当する場合を除く。)については、この限りでない。 ～ (同左)</p> <p>(保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手續)</p> <p>63 の 6 - 1 令 55 条の 7 の規定による届出(以下この項において「届出」という。)の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「<u>特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届</u>」(C - 9040) <u>2 通(原本、届出者用)</u>を担当税關の保税担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の保税担当部門に送付するものとする。</p> <p>「<u>特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りや</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び特定保稅運送に係る外國貨物の全てが運送先に到着している旨を記載する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 通關</p> <p style="text-align: center;">第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(特定輸出貨物の保稅地域間の運送に係る取扱い)</p> <p><u>67の3-1-8 特定輸出貨物の指定保稅地域等(法第29条に規定する指定保稅地域、保稅蔵置場、保稅展示場及び総合保稅地域をいう。以下この項において同じ。)相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者等において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。</u></p> <p>なお、これらの書類のうち、特定輸出者においては、及びに掲げる書類並びにに掲げる書類の控えを、特定輸出者から特定輸出貨物の運送を委託された者(及びにおいて「委託運送者」という。)においては、に掲げる書類及びに掲げる書類の控えを保存することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 貨物を保稅地域に搬入した後に特定輸出申告を行う場合においては、輸出申告を行った蔵置場所及び積込港(一般的の輸出申告書における蔵置場所及び積込港に同じ。)が記載された特定輸出申告書。 この場合においては、特定輸出申告書に記載された蔵置場所及び積込港が、それぞれ指定保稅地域相互間の運送の発送地及び到着地となる。</li> <li>— 保稅地域以外の場所(自社施設等)において特定輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保稅地域を経由して積込港へ運送される場合においては、当該保稅地域が貨物の蔵置場所を記載する欄に追記され、かつ、積込港が記載された特定輸出申告書。 この場合においては、特定輸出申告書に追記された当該保稅地域及び記載された積込港が、それぞれ指定保稅地域等相互間の運送の発送地及び到着地となる。</li> <li>— 特定輸出者が委託運送者に対して発給する運送指図書であって、指定保稅地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保稅地域等相互間の運送の区間について、特定輸出貨物と一般的の輸出申告により許可を受けた貨物(において「一般的の輸出貨物」という。)を明確に区分したもの。</li> <li>— 委託運送者が特定輸出者に対して発給する運送に係る請求書であって、指定保稅地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保稅地域等相互間の運送の区間について特定輸出貨物と</li> </ul>	<p>め届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び特定保稅運送に係る外國貨物の全てが運送先に到着している旨を記載する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 通關</p> <p style="text-align: center;">第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(新設)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>一般の輸出貨物を明確に区分したもの。</p> <p>(注) 特定輸出貨物の指定保税地域等相互間の運送に係る消費税については、<u>消費税法施行令第 17 条第 2 項第 4 号《輸出取引等の範囲》</u>の規定により免税とされているが、当該規定の適用に当たっては、その運送が指定保税地域等相互間の運送であることなど消費税法施行規則第 5 条第 1 項第 4 号《輸出取引等の証明》に掲げる事項を記載した書類の保存が必要とされている。</p>	
<p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p><u>67 の 3 - 1 - 9</u> (省略)</p>	<p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p><u>67 の 3 - 1 - 8</u> (同左)</p>
<p>(認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>67 の 15 - 1 令第 59 条の 15 の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」(C - 9040) 2 通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。</p>	<p>(認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>67 の 15 - 1 令第 59 条の 15 の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届」(C - 9040) 2 通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。</p>
<h3>第 2 節 特殊輸出通關</h3> <p>(輸出郵便物の通關手續)</p> <p>76 - 2 - 1 輸出又は積戻しされる郵便物の通關手續については、次による。 ~ (省略)</p> <p>国際郵便約款第 102 条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する郵便物については、<u>同条の規定</u>により税關の検査及び動物検疫所の検査(家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号))による検疫を要する物品の場合)を受けなければならないことになっているので、上記による事前検査を受けさせることとし、<u>同条(注 1)</u>の規定による郵便事業株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫證明書(家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合)を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、</p>	<h3>第 2 節 特殊輸出通關</h3> <p>(輸出郵便物の通關手續)</p> <p>76 - 2 - 1 輸出又は積戻しされる郵便物の通關手續については、次による。 ~ (同左)</p> <p>死滅し、又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物については、<u>国際郵便約款第 102 条《生物学上の材料》</u>の規定により税關の検査及び動物検疫所の検査(家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号))による検疫を要する物品の場合)を受けなければならないことになっているので、上記による事前検査を受けさせることとし、<u>国際郵便約款第 102 条(注 1)</u>の規定による郵便事業株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫證明書(家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合)を確認した上、検査を行う。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。  (省略)			この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。 (同左)		
第 3 節 一般輸入通關			第 3 節 一般輸入通關		
(他法令による許可、承認等の確認) 70 3 1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 ~ (省略)			(他法令による許可、承認等の確認) 70 3 1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項 <u>《証明又は確認》</u> の規定の適用については、次による。 ~ (同左)		
別表第 1			別表第 1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ .(省略)	(省略)	(省略)	イ .(同左)	(同左)	(同左)
口 . 輸入制限、禁止關係 (1) ~ (3)(省略)	(省略)	(省略)	口 . 輸入制限、禁止關係 (1) ~ (3)(同左)	(同左)	(同左)
(タ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年 法 律 第 117 号)	第 3 条《製造等の届出》 第 4 条《審査》 第 4 条の 2《製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等》 第 5 条《製造等の制限》 第 5 条の 2《外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等》 第 11 条《輸入の	~ (省略) 輸入物品が第 2 条第 7 項に規定する新規化学物質の場合 イ . ~ハ . (省略) 二 . 第 3 条第 1 項第 5 号の確認を受けた新規化学物質(少量新規化学物質)の場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の少量新規化学物質確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における輸入の累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面 ホ . 法第 3 条第 1 項第 6 号の確認を受けた新規化学物質(高分子化合物)の場合には、その旨を	(タ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年 法 律 第 117 号)	第 3 条《製造等の届出》 第 4 条《審査》 第 4 条の 2《製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等》 第 5 条《製造等の制限》 第 5 条の 2《外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等》 第 11 条《輸入の	~ (同左) 輸入物品が第 2 条第 7 項に規定する新規化学物質の場合 イ . ~ハ . (同左) 二 . 第 3 条第 1 項第 5 号の確認を受けた新規化学物質(少量新規化学物質)の場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の少量新規化学物質輸入確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における輸入の累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
	許可》	記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し △. 第 4 条の 2 第 4 項の確認を受けた新規化学物質（低生産量新規化学物質）の場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の低生産量新規化学物質確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における輸入の累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面 上. (省略)		許可》	木. 第 4 条の 2 第 4 項の確認を受けた新規化学物質（低生産量新規化学物質）の場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の低生産量新規化学物質輸入確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における輸入の累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面 △. (同左)
(レ) ~ (ヲ)(省略)	(省略)	(省略)	(レ) ~ (ヲ)(同左)	(同左)	(同左)

別表第 2 (省略)

## 第 4 節 特殊輸入通関

(伝染性物質を包有する輸入郵便物の取扱い)

76 - 4 - 8 国際郵便約款第 102 条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する研究機関あての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。

及び (省略)

## 第 6 章の 2 認定通関業者

(認定内容の変更手続)

79 - 4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。

(省略)

法第 79 条第 3 項第 1 号ハからチに該当することとなった場合又は法第 79 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した

別表第 2 (同左)

## 第 4 節 特殊輸入通關

(生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い)

76 - 4 - 8 死滅し、又は腐敗しやすい生物学上の材料を包有する研究機関あての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。

及び (同左)

## 第 6 章の 2 認定通關業者

(認定内容の変更手續)

79 - 4 認定通關業者に係る認定内容の変更の届出等の手續は、次による。

(同左)

法第 79 条第 3 項第 1 号ハからチに該当することとなった場合又は法第 79 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出)</p> <p><u>79の3-1 令第69条の2の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」(C-9040)2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</li> <li>— 「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。</li> </ul> <p>(認定の失効の公告)</p> <p><u>79の4-1 法第79条の4第2項に規定する認定の失効の公告は、失効年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。</u></p> <p>(認定通関業者の認定の取消し)</p> <p><u>79の5-1 法第79条の5の規定に基づき認定通関業者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</u></p> <p>及び (省略)</p> <p>令第69条の3の規定に基づく通知は、後記89-6に規定する「不服申立て等について」(C-7009)を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050)を交付することにより行うものとする。</p>	<p>署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(認定の失効の公告)</p> <p><u>79の3-1 法第79条の3第2項に規定する認定の失効の公告は、失効年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。</u></p> <p>(認定通関業者の認定の取消し)</p> <p><u>79の4-1 法第79条の4の規定に基づき認定通関業者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</u></p> <p>及び (同左)</p> <p>令第69条の2の規定に基づく通知は、後記89-6に規定する「不服申立て等について」(C-7009)を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050)を交付することにより行うものとする。</p>